

一般社団法人 近江八幡観光物産協会イメージマスコット  
“らんまる君” “ぼうまる君” “りきまる君” 着ぐるみ・信長甲冑 貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人 近江八幡観光物産協会イメージマスコットキャラクター「らんまる君、ぼうまる君、りきまる君」の着ぐるみ及び信長甲冑（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の申し込み)

第2条 着ぐるみを使用するもの（以下「使用者」という。）は、原則、使用の1ヶ月前までに「一般社団法人 近江八幡観光物産協会」指定管理施設「安土城郭資料館」（以下、「資料館」とする）に提出し、その承諾を得なければならない。申込みは使用月の6ヶ月前の1日（休館日の場合は翌日）の9時から先着順に受け付けるものとする。

(使用承諾の通知)

第3条 資料館は、使用者に対し申込日以後、2週間以内を目途に使用承諾（又は不承諾）の連絡を行う。

(使用承諾基準)

第4条 資料館は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 近江八幡市や近江八幡観光物産協会及び着ぐるみの品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、一般社団法人 近江八幡観光物産協会（以下、「協会」）が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用料は、下記の通りとする。

- ① 貸出料は、主催団体の所在地により下記の通りとする。（※税別表記）

市 外：1体5,000円、2体8,000円、3体10,000円

市 内：1体2,000円、2体3,000円、3体 5,000円

信長甲冑：市内外を問わず一律10,000円とする。

- ② アクター（着ぐるみ着用者）が必要な場合は、実費（人件費/1日分、交通費、弁当代等）を請求するものとする。
- ③ 近江八幡市の観光PRと認められ、かつ、協会長が特別に定めるものは無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し適切に使用しなければならない。

- (1) アクター時に顔を出さない(信長甲冑は除く)。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (4) 使用期間を遵守すること。
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (7) その他、事務局が特に付した条件に従って使用すること。
- (8) アクターは、原則女性に限る(信長甲冑は除く)。
- (9) 着ぐるみの受渡し返却場所は、協会の指定がない限り、安土城郭資料館とする。  
但し、資料館以外での引渡しを希望される場合の送料は申込者負担とする。

(使用の承諾の取消し)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。

この場合、使用者に損害が生じても、協会は一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、協会は一切の責任を負わない。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、理事会が別に定める。

(附則)

この規程は、平成26年5月19日から施行する。